

内部監査の専門職的实施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
人的基準				
1000 目的、権限および責任		<p>内部監査部門の目的、権限および責任は、IIAが定める内部監査の定義、倫理綱要およびこの内部監査の専門職的实施の国際基準(以下、「基準」という)に適合し、内部監査基本規程において正式に定義されなければならない。内部監査部門長は、内部監査基本規程を定期的に見直し、その承認を得るために最高経営者(senior management)および取締役会に提出しなければならない。</p> <p>(解釈指針)内部監査基本規程は、内部監査部門の目的、権限および責任を明確にする正式な文書である。内部監査基本規程は、組織体における内部監査部門の地位を確固たるものにし、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務(engagement)の遂行に関連する、記録・人・物的な財産を活用する権限を認め、内部監査の活動の範囲を明確にするものである。内部監査基本規程の最終承認権限は取締役会にある。</p>	1000-1-1	<p>II-1-1(1)代表取締役、取締役及び取締役会 ②経営管理会社の代表取締役(以下「代表取締役」という。)は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む)し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。</p> <p>II-1-1(3)内部監査部門 ① 経営管理会社に、グループ全体の内部管理態勢を評価する内部監査部門(以下「内部監査部門」という。)が整備されているか。 ② 経営管理会社の内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。</p> <p>II-1-1(3)内部監査部門 ④ グループ内のリスクに的確に対応できるよう、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が、グループ内の金融機関の内部監査部門と協力して監査を実施できる体制を整備しているか。特に、グループ内の金融機関において重要なリスクにさらされている業務等がある場合、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が直接監査できる態勢を構築しているか。</p> <p>II-1-1(4)グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢 ② 内部管理に関する業務を遂行するための社内規則が整備されていること。</p>
1000.A1		組織体に対して提供されるアシュアランス業務の性質(nature)は、内部監査基本規程において明確にされなければならない。組織体外の第三者に対してアシュアランス業務が提供される場合であっても、これらのアシュアランス業務の性質は、同じように内部監査基本規程において明確にされなければならない。		<p>II-1-1(4)グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢 ② 内部管理に関する業務を遂行するための社内規則が整備されていること。</p>
1000.C1		コンサルティング・サービスの性質も、内部監査基本規程において定義されなければならない。		<p>II-1-1(4)グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢 ② 内部管理に関する業務を遂行するための社内規則が整備されていること。</p>
			1000.C1-1-5 1000.C1-1-9	N/A
			1000.C1-1-8 1000.C1-2-3 1000.C1-2-4 1000.C1-2-5 1000.C1-2-7 1000.C1-2-11 1000.C1-2-15 1000.C1-2-20	N/A

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
1100 独立性と客観性	<p>内部監査部門は組織上独立していなければならない。かつまた内部監査人は内部監査の仕事の遂行にあたって客観的でなければならない。</p> <p>(解釈指針)独立性とは、公正不偏な心構えで内部監査の責任を果たすための、内部監査部門または内部監査部門長の能力を脅かす状態が存在しないことである。内部監査部門の責任を有効に果たすのに必要なレベルの独立性を確保するために、内部監査部門長は、最高経営者および取締役会に対する、直接かつ無制限な報告の機会を有する。これは内部監査部門長が両者に対する2つの報告経路を持つことにより実現できる。独立性への脅威は、個々の監査人、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務、内部監査部門および組織体全体の、それぞれのレベルで管理されなければならない。客観性とは、内部監査人の公正不偏な精神的態度であり、客観性により内部監査人は自己の仕事の成果を真に確信し、かつ品質を害しない方法で、個々の業務を遂行することが可能となる。客観性は内部監査人に対して、監査上の諸問題に関する判断を他人に委ねないことを求めている。客観性への脅威は、個々の監査人、個々の業務、内部監査部門および組織体全体の、それぞれのレベルで管理されなければならない。</p>	1100-1-1	<p>II-1-1(1)代表取締役、取締役及び取締役会                  ②経営管理会社の代表取締役(以下「代表取締役」という。)は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む)し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。                  II-1-1(3)内部監査部門                  ② 経営管理会社の内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。</p>
1110 組織上の独立性	<p>内部監査部門長は、内部監査部門の責任を果たすことができるよう組織体内の一定以上の階層にある者に直属しなければならない。内部監査部門長は少なくとも年に1回、内部監査部門の組織上の独立性の確保について、取締役会に報告しなければならない。</p>	1110-1-1	<p>II-1-1(4)グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢                  ④ 内部管理に関する業務に従事する者が営業を行う部門から独立していること。</p>
		1110-1-3 1110-1-4 1110-1-6	<p>II-1-1(3)内部監査部門                  ② 経営管理会社の内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。</p>
		1110-1-5 1110-2-1 1110-2-5	N/A
	1110.A1	1110.A1-1-1	<p>II-1-1(3)内部監査部門                  ② 経営管理会社の内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。</p> <p>II-1-1(4)グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢                  ④ 内部管理に関する業務に従事する者が営業を行う部門から独立していること。</p>
1120 個人の客観性	<p>内部監査人は、公正不偏の態度を保持し、利害関係を有してはならない。</p> <p>(解釈指針)利害関係とは、信頼される地位にある内部監査人が、組織体にとって最大限得られる利益に相反するが、専門職としての、または個人としての利益を持つ状況のことである。そういった相反する利益は、内部監査人の職務を公平に完遂させることを困難にさせることがある。利害関係というものは、非倫理的または不適切な行動結果がなくとも存在する。利害関係は、内部監査人、内部監査部門および専門職それぞれに対する信頼を損なうかもしれない不適切な外観を作り出す可能性がある。利害関係は、内部監査人の職務と責任を客観的に遂行するための個人の能力を侵害することもある。</p>	1120-1-3	<p>II-1-1(3)内部監査部門                  ② 経営管理会社の内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。</p> <p>II-1-1(4)グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢                  ① 内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制が確保されていること。                  イ. 特に、グループ内の複数の金融機関の内部管理に関する業務を兼務する役職員が、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。                  ロ. また、その人的構成及び業務運営体制は、グループ内金融機関等の業務規模及び範囲に照らし適切なものとなっていること。                  ④ 内部管理に関する業務に従事する者が営業を行う部門から独立していること。</p>
		1120-1-5	N/A
		1120-1-6	<p>II-1-1(3)内部監査部門                  ② 経営管理会社の内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。</p>

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
1130 独立性または客観性の侵害	1130.A1	<p>事実としてまたは外観として、独立性あるいは客観性が損なわれた場合には、その詳細を関係者に開示しなければならない。なお開示の内容はその侵害の程度によって異なる。</p> <p>(解釈指針)組織上の独立性と個人の客観性の侵害には、たとえば次のものがある。すなわち、個人的な利害関係、業務範囲の制約、記録・人・財産の活用の制限および資源の制約、たとえば監査部門の資金不足などである。独立性または客観性の侵害の詳細を開示すべき関係者の決定は、その侵害の程度次第であると同時に、内部監査基本規程に示される最高経営者や取締役会が、内部監査部門や内部監査部門長に期待する責任次第である。</p>	1130-1-1	<p>Ⅱ-1-(4)グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢 内部管理に関する業務は、本来、各金融機関において独立し、かつ、適切に遂行されるための態勢が整備されている必要がある。一方、グループ内の金融機関が内部管理に関する業務を経営管理会社又は他のグループ内会社と共通の役職員によって行わせている場合がある。この場合には、以下のような態勢整備が図られているか。</p>
		<p>内部監査人は、以前に自らが責任を有した特定の業務についての評価をしないようにしなければならない。過去1年以内に自らが責任を有した活動を対象として個々のアシュアランス業務を行う場合、その客観性は損なわれているものとみなされる。</p>	1130-1-4	N/A
		<p>監査以外のことで内部監査部門長が責任を有している職務を対象とする個々のアシュアランス業務は、内部監査部門外の者により監督されなければならない。</p>	1130.A1-1-1 1130.A1-1-3 1130.A1-2-3.C-E	N/A
		<p>内部監査人は以前に自らが責任を有した業務に関し、コンサルティング・サービスを提供することがあってもよい。</p>	-	N/A
		<p>依頼を受けたコンサルティング・サービスに関連して、内部監査人が独立性または客観性を損なう可能性がある場合は、個々のコンサルティング業務を引き受ける前に、これを依頼した部門に対し開示しなければならない。</p>	-	N/A
1200 熟達した専門的能力および専門職としての正当な注意		<p>内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務は、熟達した専門的能力と専門職としての正当な注意とをもって遂行されなければならない。</p>	1200-1-2	<p>Ⅱ-1-(4)グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢 ① 内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制が確保されていること。 イ. 特に、グループ内の複数の金融機関の内部管理に関する業務を兼務する役職員が、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。 ロ. また、その人的構成及び業務運営体制は、グループ内金融機関等の業務規模及び範囲に照らし適切なものとなっていること。</p>
1210 熟達した専門的能力		<p>内部監査人は、自らの責任を果たすために必要な「知識・技能・その他の能力」を備えていなければならない。さらに、内部監査部門は部門の責任を果たすために必要な「知識・技能・その他の能力」を、部門総体として備えているかまたは確保しておかななければならない。</p> <p>(解釈指針)「知識・技能・その他の能力」とは、内部監査人が自らの専門職としての責任を有効に遂行するために求められる熟達した専門能力をあらわす集合的な用語である。内部監査人は適切な専門的認証や資格を獲得することにより、熟達した専門能力を証明することが奨励されている。専門的認証や資格とは、たとえば内部監査人協会(IIA)やその他の適切な専門職的組織が提供する、公認内部監査人(CIA)の称号やその他の称号を指している。</p>	1210-1-1	<p>Ⅱ-1-(4)グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢 ① 内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制が確保されていること。 イ. 特に、グループ内の複数の金融機関の内部管理に関する業務を兼務する役職員が、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。 ロ. また、その人的構成及び業務運営体制は、グループ内金融機関等の業務規模及び範囲に照らし適切なものとなっていること。</p> <p>Ⅱ-3-4-1 システム統合リスク管理態勢 ⑩システム統合を行うとする金融機関の内部監査部門(以下、「内部監査部門」という。)は、協調して業務監査及びシステム監査を行うことができる体制となっているか。また、システムの開発過程等プロセス監査に精通した要員を確保しているか。</p>
	1210.A1	<p>個々のアシュアランス業務のすべてもしくはその一部を遂行するために必要な「知識・技能・その他の能力」を部門の内部監査人が欠く場合は、内部監査部門長は適切な助言と支援を部門外から得なければならない。</p>	1210-1-4 1210-1-5	<p>Ⅱ-1-(4)グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢 ① 内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制が確保されていること。 イ. 特に、グループ内の複数の金融機関の内部管理に関する業務を兼務する役職員が、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。 ロ. また、その人的構成及び業務運営体制は、グループ内金融機関等の業務規模及び範囲に照らし適切なものとなっていること。</p> <p>Ⅱ-3-4-1 システム統合リスク管理態勢 ⑩システム統合を行うとする金融機関の内部監査部門(以下、「内部監査部門」という。)は、協調して業務監査及びシステム監査を行うことができる体制となっているか。また、システムの開発過程等プロセス監査に精通した要員を確保しているか。</p>

内部監査の専門職的实施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
			1210.A1-1-4 1210.A1-1-10	Ⅱ-1-(4)グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢 ① 内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制が確保されていること。 イ. 特に、グループ内の複数の金融機関の内部管理に関する業務を兼務する役員が、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。 ロ. また、その人的構成及び業務運営体制は、グループ内金融機関等の業務規模及び範囲に照らし適切なものとなっていること。
	1210.A2	内部監査人は、不正のリスクを評価し組織体はそのリスクを管理する手段を評価するための、十分な知識を有していなければならないが、不正の発見と調査に第一義的な責任を負う者と同等の専門知識を持つことは期待されていない。	1210.A2-1-5	Ⅱ-3-1 (1)経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備 ③経営管理会社に、グループのコンプライアンスに関する事項を統括して管理する部門(以下「コンプライアンス統括部門」という。)を設置し、グループの或いはグループ内会社の法令等遵守態勢を適切に監視することとしているか。  Ⅱ-3-2(1)グループ内取引の適切性 ①グループ内の一部の会社の経営改善を目的として、グループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引が行われていないか。 ②法令等に違反する、又は法令等の趣旨に鑑み不適切と判断されるような取引がグループ内会社間等で行われていないか。 ③経営管理会社がグループ内の金融機関から受け取る配当、収入等については、当該金融機関の業務の健全かつ適切な運営を損なうようなものとなっているか。
			1210.A2-1-6	Ⅱ-3-1 (1)経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備 ③経営管理会社に、グループのコンプライアンスに関する事項を統括して管理する部門(以下「コンプライアンス統括部門」という。)を設置し、グループの或いはグループ内会社の法令等遵守態勢を適切に監視することとしているか。  Ⅱ-3-1 (3)不祥事件への対応 ③当該事件が金融コングロマリットの経営に重大な影響を与えるような場合には、当該不祥事件について、速やかに経営管理会社の取締役会、内部監査部門等へ報告する体制となっているか。
			1210.A2-2-1 1210.A2-2-2 1210.A2-2-3	N/A
	1210.A3	内部監査人は与えられた仕事を遂行するために、重要な情報技術(IT)のリスクおよびコントロール手段の十分な知識と、活用可能なテクノロジー・ベースの監査技法を身につけていなければならない。しかしながら、すべての内部監査人が情報技術(IT)の監査業務に第一義的な責任を負う者と同等の専門知識を持つことは期待されてはいない。	-	Ⅱ-3-4-1 システム統合リスク管理態勢 ⑩システム統合を行うとする金融機関の内部監査部門(以下、「内部監査部門」という。)は、協調して業務監査及びシステム監査を行うことができる体制となっているか。また、システムの開発過程等プロセス監査に精通した要員を確保しているか。
	1210.C1	内部監査人が個々のコンサルティング業務のすべてもしくはその一部を実施するのに必要な「知識・技能・その他の能力」に欠ける場合には、内部監査部門長はその個々の業務を辞退するか、あるいは適切な助言と支援を得なければならない。	-	N/A
1220 専門職としての 正当な注意		内部監査人は、平均的にしてかつ十分な慎重さと能力を備える内部監査人に期待される注意を払い技能を適用しなければならない。専門職としての正当な注意とは全く過失のないことを意味するものではない。	1220-1-2	N/A
	1220.A1	内部監査人は、以下の諸点に配慮して専門職としての正当な注意を払わなければならない。 ・個々のアシュアランス業務の目標を達成するために必要な仕事の範囲 ・アシュアランスの手續を適用対象事項の相対的な、複雑性、重要性 ・ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールの各プロセスの妥当性と有効性 ・重要な誤謬、不正、法令等違反の可能性 ・潜在的な便益とアシュアランスのためのコストの関係	-	N/A
	1220.A2	専門職としての正当な注意を払うにあたって、内部監査人はテクノロジー・ベースの監査技法とその他のデータ分析技法の使用を考慮しなければならない。	1220-2-2	N/A

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
	1220.A3	内部監査人は目標、業務または経営資源に影響を及ぼすおそれのある重要なリスクに注意しなければならない。 しかし、専門職としての正当な注意を払ってアシュアランスの手続を実施した場合においても、その手続のみで重要なリスクのすべてが識別されるということの保証にはならない。	-	N/A
	1220.C1	内部監査人は個々のコンサルティング業務において、専門職としての正当な注意を払うにあたり以下の諸点に配慮しなければならない。 ・依頼部門のニーズと期待。これには個々の業務の性質、実施時期、結果の伝達が含まれる。 ・個々の業務の目標を達成するために必要な相対的な仕事の複雑性と範囲。 ・潜在的な便益と個々の業務のためのコストとの関係。	-	N/A
1230 継続的な専門的能力の向上 (development)		内部監査人は継続的な専門的能力の向上を通じて、知識、技能その他の能力を高めなければならない。	1230-1-1 1230-1-2 1230-1-3	N/A
1300 品質のアシュアランスと改善のプログラム		内部監査部門長は、内部監査部門を取り巻くすべての要素を網羅する、品質のアシュアランスと改善のプログラムを作成し維持しなければならない。  (解釈指針)品質のアシュアランスと改善のプログラムは、内部監査部門の内部監査の定義や基準への適合性の評価や、内部監査人が倫理綱要を適用しているか否かの評価ができるように設計されている。そのプログラムはまた内部監査部門の効率性と有効性を評価しかつ改善の機会を明らかにする。	1300-1-4	N/A
1310 品質のアシュアランスと改善のプログラムの要件		品質のアシュアランスと改善のプログラムでは、内部評価と外部評価の双方を実施することにはしなければならない。	1310-1-3	N/A
1311 内部評価		内部評価では以下の双方を実施しなければならない。 ・内部監査部門の業績遂行についての継続的モニタリング。 ・定期的レビュー。これは(内部監査部門の)自己評価により実施されるか、または(内部監査部門以外の)組織体内の内部監査の実施の十分な知識を有する他の人々により実施される。  (解釈指針)継続的モニタリングは、内部監査部門の日々の監督、レビューおよび測定に関する不可欠な構成要素である。継続的モニタリングは、内部監査部門の管理に用いる日常業務の方針と実務に組み込まれている。そして継続的モニタリングにあたっては、内部監査の定義、倫理綱要および基準への適合性を評価するために必要と考えられるプロセス、ツールそして情報を用いる。 定期的レビューは、内部監査の定義、倫理綱要および基準への適合性を評価するために実施するアセスメントである。 内部監査の実施の十分な知識は、少なくとも専門職的実施の国際フレームワーク(IPPf)のすべての要素の理解を持つことが必要である。	1311-1-2 1311-1-4 1311-1-9	N/A

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
1312 外部評価		<p>外部評価は、組織体外の適格にしてかつ独立したレビュー実施者またはレビュー・チームによって、最低でも5年に1度は実施されなければならない。内部監査部門長は取締役会と以下の点について話し合わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より頻繁に外部評価を行う必要性</li> <li>・潜在的な利害関係を含めた、レビュー実施者またはレビュー・チームの適格性と独立性</li> </ul> <p>(解釈指針) 適格なレビュー実施者またはレビュー・チームは、内部監査の専門職的実施および外部評価プロセスに関する有能な個人から構成される。レビュー実施者またはレビュー・チームの適格性の評価は、レビューを実施するために選ばれた個人の専門職としての内部監査の経験と専門職としての資格認定を勘案した判断に基づく。適格性の評価はさらに特定の領域、業種、技術の知識に対するニーズを考慮すると同時に、評価対象の内部監査部門の所属する組織体の規模や複雑性と、評価者の経験が見合うかを勘案する。</p> <p>独立したレビュー実施者またはレビュー・チームは、実質的なまたは外親上の利害関係を持たず、対象となる内部監査部門の属する組織の一部または支配下でないことを意味する。</p>	<p>1312-1-6 1312-1-8 1312-1-10 1312-1-12</p>	N/A
1320 品質のアシ アランスと改 善のプログラ ムの報告		<p>内部監査部門長は品質のアシアランスと改善のプログラムの結果を、最高経営者および取締役会に伝達しなければならない。</p> <p>(解釈指針) 品質のアシアランスと改善のプログラムの結果の伝達における、形式、内容、頻度は、最高経営者や取締役会との話し合いを通じて決定され、内部監査基本規程に含まれる内部監査部門や内部監査部門長の責務を勘案する。内部監査の定義、倫理綱要および基準への適合性を表明するため、外部評価および定期的な内部評価の結果は、評価完了時点で伝達される。そして継続的モニタリングの評価結果は最低でも年次で伝達される。それらの外部評価および定期的な内部評価の結果には、レビュー実施者またはレビュー実施チームによる、適合性レベルの評価が含まれる。</p>	1320-1-1	N/A
1321 「内部監査の 専門職的実施 の国際基準に 適合している」 旨の表現の使 用		<p>内部監査部門が「内部監査の専門職的実施の国際基準」に適合していると、内部監査部門長が表明できるのは、品質のアシアランスと改善のプログラムの評価結果に基づき適合しているとされる場合にかぎられる。</p>	1330-1-3	N/A
1322 不適合の開示		<p>内部監査部門長は、内部監査の定義、倫理綱要または基準に適合していないとすることが、内部監査部門の全般的な監査範囲または業務に影響を与える場合、その不適合であることとその影響を最高経営者および取締役会に明らかにしなければならない。</p>	-	N/A
実施基準				

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
2000 内部監査部門の管理	<p>内部監査部門長は、内部監査部門が組織体に価値を付加することが確実となるように、有効に内部監査部門を管理しなければならない。</p> <p>(解釈指針)内部監査部門は以下が満たされた場合に、有効に管理されているといえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査部門の仕事の結果が、内部監査基本規程に定められている目的と責任を達成していること</li> <li>・内部監査部門は、内部監査の定義および基準に適合していること</li> <li>・内部監査部門に所属する個人が、倫理綱要や基準に適合していることを実証していること</li> </ul>	2000-1-1	<p>II-1-(3)内部監査部門</p> <p>③ 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</p>
2010 (内部監査部門の)計画	<p>内部監査部門長は、組織体のゴールと調和するように内部監査部門の業務の優先順位を決定するために、リスク・ベースの監査計画を策定しなければならない。</p> <p>(解釈指針)内部監査部門長は、リスク・ベースの計画を立案する責任がある。内部監査部門長はその策定にあたり、組織体のリスク・マネジメントのフレームワークを考慮するが、経営管理者が組織体の様々な活動または部署のために設定している、組織体が積極的に受容するリスクのレベル(リスク選好)などを利用することができる。また、組織体にリス</p>	2010-1-1	<p>II-1-(1)代表取締役、取締役及び取締役会</p> <p>④ 取締役会は、グループが目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それをグループ全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。</p> <p>II-1-(3)内部監査部門</p> <p>③ 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</p>
		2010-1-4	<p>II-1-(3)内部監査部門</p> <p>③ 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>II-2-(2)リスク管理態勢</p> <p>①経営管理会社の取締役会の承認によって、グループの戦略目標を踏まえ、想定される全ての主要なリスクを盛り込んだグループのリスク管理の方針を明確に定めているか。また、当該方針は定期的(少なくとも年1回)あるいは戦略目標の変更等必要に応じ随時見直されているか。</p> <p>②経営管理会社のリスク管理の方針は役職員及びグループ内会社に周知され、グループ内の金融機関によって当該方針と整合的なリスク管理の方針が策定されているか</p> <p>③経営管理会社に、グループの規模、特性及びグループ内会社の業務内容等に応じ、グループに内在する各種リスクを管理するリスク管理部門が整備されているか。</p> <p>④リスク管理部門は適時適切にグループが抱える各種リスクを把握し、経営管理会社の取締役に定期的に報告しているか。</p> <p>⑤経営管理会社の取締役は、リスク状況の報告に基づき、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備に活用しているか。</p> <p>⑥リスクモニタリングシステムの適切性を検証できる態勢となっているか。経営管理会社によるグループ全体のリスクの計測、監視、管理に資するよう、グループ内の金融機関のモニタリングシステムが統一されたものとなっているか。</p> <p>II-2-2-1(1)リスクの伝播に対する管理態勢</p> <p>経営管理会社及びグループ内会社は、それぞれ法人として独立した存在であるが、経営管理会社又はグループ内会社で顕在化したリスクが、資本関係や外部の評判(レピュテーション)又はグループ内取引等を通じて、グループ内の他の会社に波及し、グループ内の金融機関又はグループ全体に損害が生じる可能性がある。経営管理会社においては、グループ内のリスク波及がグループ内の金融機関の健全性等に与える影響について十分理解され、その上で、これに的確に対応するための態勢が整備されているか。</p> <p>II-2-2-1(2)リスクの偏在に対する管理態勢</p> <p>経営管理会社の取締役は、グループの特定の企業又は領域にリスクが偏在することにより、グループ内の金融機関、或いはグループ全体の健全性の確保等に重大な影響を与えることを認識し、このようなリスクの偏在を特定した上で、これを的確に監視、管理するための態勢を整備しているか。</p> <p>II-2-(3)リスクの集中に対する管理態勢</p> <p>①経営管理会社は、グループにおけるリスクの集中を特定し、それを適切に測定、監視、管理するための態勢を整備しているか。具体的には、グループに集中するようなリスクを適切に特定するプロセス、包括的なリスク計測システム、大口のエクスポージャーとその他のリスクの集中を管理するための限</p>

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
			2010-2-2	<p>II-3-2(1)グループ内取引の適切性                      ①グループ内の一部の会社の経営改善を目的として、グループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引が行われていないか。                      ②法令等に違反する、又は法令等の趣旨に鑑み不適切と判断されるような取引がグループ内会社間等で行われていないか。                      ③経営管理会社がグループ内の金融機関から受け取る配当、収入等については、当該金融機関の業務の健全かつ適切な運営を損なうようなものとなっていないか。</p> <p>II-3-2(2)経営管理会社のグループ内取引管理態勢                      ①経営管理会社の取締役は、グループ内取引はグループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性があることを認識した上で、そのリスクを特定し、適切に測定、監視、管理するための態勢を整備しているか。また、定量化し得ないリスクや異なる業態の金融機関等が経営統合等を行った場合のグループ内取引の潜在的な規模、量、複雑性の増大にも十分留意しているか。                      ②経営管理会社の取締役は、グループ内取引において、利益相反の可能性を十分に理解しているか。また、不健全なグループ内取引が行われる可能性があることを十分に理解し、グループ内取引に係る基本方針を明確に策定し、役職員及びグループ内会社に周知しているか。                      ③グループ内の金融機関の業務の適切性及び財務の健全性の確保に重大な影響を及ぼす可能性があるグループ内取引をグループ内会社等が行おうとする場合には、事前に経営管理会社の取締役会に協議するなどの規定を整備しているか。</p> <p>II-3-3 事務リスク管理態勢                      ①経営管理会社の取締役会は、組織の複雑化(指揮命令系統の不透明化や複雑な内部取引の発生等)に伴う事務リスクの増大について適切に認識し、所要の権限委譲や責任分掌態勢の明確化とともに、最終管理責任の明確化など、適切な方策を講じているか。                      ②経営管理会社の取締役は、定期的にグループ内会社の事務リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理態勢の整備等に活用しているか。                      ③経営管理会社においては、経営管理会社自身、又はグループ内会社において不祥事件の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門長に分析結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているかを検証する態勢は整備されているか。                      ④経営管理会社が、自身の顧客又はグループ内会社の顧客から受けた苦情等については、明確な処理手続きを定め、これに従い内部監査部門等及び当該グループ内会社に報告するとともに、苦情等の内容について記録・保存しているか。</p> <p>II-3-4 システムリスク管理態勢                      ①経営管理会社の取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、グループ全体のリスク管理態勢を整備しているか。                      ②経営管理会社においては、グループのシステムに係る戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。                      ③グループの戦略目標を踏まえた、グループのシステムリスク管理の方針が明確に定められているか。システムリスク管理の方針には、セキュリティポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)及び外部委託先に関する方針が含まれているか。</p> <p>II-3-4-1 システム統合リスク管理態勢                      ①経営管理会社及びシステム統合を行おうとするグループ内の金融機関の取締役(以下「取締役」という。)は、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、顧客サービスに混乱をきたす、場合によっては金融機関としての存続基盤を揺るがす、さらには決済システムに重大な影響を及ぼす等のリスク(システム統合リスク)の存在を十分に認識しているか。                      ②経営管理会社又はシステム統合を行おうとする金融機関においては、システム統合に係る計画・作業を統括管理する役員及び部門(以下「統括役員及び部門」という。)が設置され、システム統合する金融機関間において十分な意思疎通が図られる体制が整備されているか。また、統合に係る業務が外部委託される場合、当該委託先と統括部門との間の意思疎通が十分に図られる体制を整備しているか。                      ③取締役会並びに統括役員及び部門は、統合プロジェクトの進捗状況を的確に把握できる体制を整備しているか。また、統合の各段階において経営資源が適切に配分されているか等、統合の段階ごとの進捗について検証を行い、仮に問題点が把握された場合には、それに対し速やかに適切な方策を講じることとしているか。</p>
			2010-2-5	<p>II-1-(3)内部監査部門                      ③内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>II-2-(2)リスク管理態勢                      ①経営管理会社の取締役会の承認によって、グループの戦略目標を踏まえ、想定される全ての主要なリスクを盛り込んだグループのリスク管理の方針を明確に定めているか。また、当該方針は定期的(少なくとも年1回)あるいは戦略目標の変更等必要に応じ随時見直されているか。                      ②経営管理会社のリスク管理の方針は役職員及びグループ内会社に周知され、グループ内の金融機関によって当該方針と整合的なリスク管理の方針が策定されているか。                      ③経営管理会社に、グループの規模、特性及びグループ内会社の業務内容等に応じ、グループ内に内在する各種リスクを管理するリスク管理部門が整備されているか。                      ④リスク管理部門は適時適切にグループが抱える各種リスクを把握し、経営管理会社の取締役に定期的に報告しているか。</p> <p>II-2-(2)リスク管理態勢                      ⑤経営管理会社の取締役は、リスク状況の報告に基づき、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備に活用しているか。                      ⑥リスクモニタリングシステムの適切性を検証できる態勢となっているか。経営管理会社によるグループ全体のリスクの計測、監視、管理に資するよう、グループ内の金融機関のモニタリングシステムが統一されたものとなっているか。</p> <p>II-2-2-1(1)リスクの伝播に対する管理態勢                      経営管理会社及びグループ内会社は、それぞれ法人として独立した存在であるが、経営管理会社又はグループ内会社で顕在化したリスクが、資本関係や外部の評判(レピュテーション)又はグループ内取引等を通じて、グループ内の他の会社に波及し、グループ内の金融機関又はグループ全体に損害が生じる可能性がある。経営管理会社においては、グループ内のリスク波及がグループ内の金融機関の健全性等に与える影響について十分理解され、その上で、これに的確に対応するための態勢が整備されているか。</p> <p>II-2-2-1(2)リスクの偏在に対する管理態勢                      経営管理会社の取締役は、グループの特定の企業又は領域にリスクが偏在することにより、グループ内の金融機関、或いはグループ全体の健全性の確保等に重大な影響を与えることを認識し、このようなリスクの偏在を特定した上で、これを的確に監視、管理するための態勢を整備しているか。</p> <p>II-2-(3)リスクの集中に対する管理態勢                      ①経営管理会社は、グループにおけるリスクの集中を特定し、それを適切に測定、監視、管理するための態勢を整備しているか。具体的には、グループに集中するようなリスクを適切に特定するプロセス、包括的なリスク計測システム、大口のエクスポージャーとその他のリスクの集中を管理するための限度枠の設定、ストレステストやシナリオ分析、及び相関分析等のプロセスを通じ、市場価値の変動、信用度の低下、自然災害といった不利な事象が、グループ内の金融機関又はグループ全体に対して及ぼす影響を適切に評価しているか。</p>



内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
			2010-2-6	<p>II-2-(3)リスクの集中に対する管理態勢</p> <p>④監督当局は、金融コングロマリットのリスクの集中の検証に際し、グループ内で合算した場合にグループ全体の財務に重大な影響を与える可能性のあるエクスポージャー(信用リスク、投資リスク、市場リスク、保険引受けリスク、その他のリスク、又はこれらのリスクの組合せによって発生するエクスポージャー)について、必要に応じ、報告を求めるとする。</p>
	2010.A1	個々のアシュアランス業務について、内部監査部門の計画は、少なくとも年に1度実施される文書化されたリスク評価に基づかなければならない。このプロセスでは、最高経営者および取締役会から意見を聞き、それを考慮しなければならない。	-	<p>II-1-(1)代表取締役、取締役及び取締役会</p> <p>④取締役会は、グループが目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それをグループ全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。</p> <p>II-2-(2)リスク管理態勢</p> <p>②経営管理会社のリスク管理の方針は役職員及びグループ内会社に周知され、グループ内の金融機関によって当該方針と整合的なリスク管理の方針が策定されているか</p> <p>③経営管理会社に、グループの規模、特性及びグループ内会社の業務内容等に応じ、グループに内在する各種リスクを管理するリスク管理部門が整備されているか。</p> <p>④リスク管理部門は適時適切にグループが抱える各種リスクを把握し、経営管理会社の取締役会に定期的に報告しているか。</p> <p>⑤経営管理会社の取締役は、リスク状況の報告に基づき、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備に活用しているか。</p> <p>⑥リスクモニタリングシステムの適切性を検証できる態勢となっているか。経営管理会社によるグループ全体のリスクの計測、監視、管理に資するよう、グループ内の金融機関のモニタリングシステムが統一されたものとなっているか。</p> <p>II-2-2-1(1)リスクの伝播に対する管理態勢</p> <p>経営管理会社及びグループ内会社は、それぞれ法人として独立した存在であるが、経営管理会社又はグループ内会社で顕在化したリスクが、資本関係や外部の評判(レピュテーション)又はグループ内取引等を通じて、グループ内の他の会社に波及し、グループ内の金融機関又はグループ全体に損害が生じる可能性がある。経営管理会社においては、グループ内のリスク波及がグループ内の金融機関の健全性等に与える影響について十分理解され、その上で、これに的確に対応するための態勢が整備されているか。</p> <p>II-2-2-1(2)リスクの偏在に対する管理態勢</p> <p>経営管理会社の取締役は、グループの特定の企業又は領域にリスクが偏在することにより、グループ内の金融機関、或いはグループ全体の健全性の確保等に重大な影響を与えることを認識し、このようなリスクの偏在を特定した上で、これを的確に監視、管理するための態勢を整備しているか。</p>
	2010.C1	依頼された個々のコンサルティング業務を引き受けるかについては、その引き受けた個々の業務の別に、組織体のリスクの管理を改善させ、価値を付加し、組織体の業務改善を図ることができるかどうかの可能性をもとに、内部監査部門長は判断すべきである。引き受けた個々の業務は内部監査部門の計画に含めなければならない。	-	N/A
2020 伝達と承認 (Communication and Approval)		内部監査部門長は、重要な中途の変更を含め、内部監査部門の計画および必要な監査資源について、最高経営者および取締役会に伝達し、レビューと承認を受けなければならない。内部監査部門長は、また監査資源の制約による影響についても伝達しなければならない。	2020-1-1	<p>II-1-(1)代表取締役、取締役及び取締役会</p> <p>②経営管理会社の代表取締役(以下「代表取締役」という。)は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む)し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。</p>
2030 監査資源の管理		内部監査部門長は、承認された計画を遂行するのに必要な監査資源が、適切、十分であることと、かつ有効に配置されていることを確実にしなければならない。	2030-1-1	<p>II-1-(3)内部監査部門</p> <p>③内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>II-1-(4)グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢</p> <p>①内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制が確保されていること。</p> <p>イ. 特に、グループ内の複数の金融機関の内部管理に関する業務を兼務する役職員が、当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。</p> <p>ロ. また、その人的構成及び業務運営体制は、グループ内金融機関等の業務規模及び範囲に照らし適切なものとなっていること。</p>
		(解釈指針)適切は、計画を遂行するのに必要な、「知識・技能・その他の能力」の混合を指している。十分は、計画の実施に必要な資源の量を指す。資源は、承認された計画が最大限に達成される方法で使用されるときに、有効に配置されているといえる。	2030-1-2	N/A
2040 方針と手続 (Policies and Procedures)		内部監査部門長は、内部監査部門の手引きとするような方針と手続を策定しなければならない。	2040-1-1	N/A
		(解釈指針)方針と手続の形式と内容は、内部監査部門の規模や構造、そして内部監査部門の仕事の複雑さによって異なる。		

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
2050 調整 (Coordination)		内部監査部門長は、適切な内部監査の業務範囲を確保し、業務の重複を最小限にするために、内部監査部門以外のアシュアランス業務やコンサルティング・サービスを行う組織体内部および外部の者と、情報を共有し活動の調整をすべきである。	2050-1-3 2050-1-10  2050-2-1 2050-2-2 2050-2-3 2050-2-12	N/A   N/A
2060 最高経営者および取締役会への報告		<p>内部監査部門長は、内部監査部門の目的、権限、責任および内部監査部門の計画に関連する業務遂行について、定期的に最高経営者および取締役会へ報告しなければならない。報告にはさらに、重要なリスク・エクスポージャー(リスクに曝されている度合い)とコントロール上の課題が含まれなければならない。これには不正のリスク、ガバナンス上の課題や、最高経営者または取締役会が必要とするかあるいは要求するその他の事項も含まれる。</p> <p>(解釈指針) 報告の頻度と内容は、最高経営者と取締役会との話し合いにより決定され、そして伝達しようとする情報の重要性と、最高経営者または取締役会によりとられる関連する措置の緊急性によって異なる。</p>	2060-1-1  2060-1-2  2060-1-3  2060-2-1 2060-2-6	<p>II-1-(3) 内部監査部門 ⑤ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制となっているか。</p> <p>II-1-(3) 内部監査部門 ⑤ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制となっているか。</p> <p>II-3-1 (3) 不祥事件への対応 ③ 当該事件が金融コングロマリットの経営に重大な影響を与えるような場合には、当該不祥事件について、速やかに経営管理会社の取締役会、内部監査部門等へ報告する体制となっているか。</p> <p>II-1-(1) 代表取締役、取締役及び取締役会 ② 経営管理会社の代表取締役(以下「代表取締役」という。)は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む)し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。</p> <p>N/A</p>
2100 仕事の性質		内部監査部門は専門職として規律ある姿勢で体系的な手法を用い、ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールの各プロセスを評価し、各々の改善に貢献しなければならない。	2100-1-1  2100-1-2 2100-1-3	N/A  II-1-(1) 代表取締役、取締役及び取締役会 ④ 取締役会は、グループが目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それをグループ全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
			2100-1-4	<p>II-1-1(1)代表取締役、取締役及び取締役会                      ⑧ 取締役及び取締役会は、戦略に沿ってグループ全体の適切な経営資源の配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。</p> <p>II-3-1 (1)経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備                      ①経営管理会社の取締役は、法令等遵守をグループ経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して経営管理会社及びグループ内会社の法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。                      ③経営管理会社に、グループのコンプライアンスに関する事項を統括して管理する部門(以下「コンプライアンス統括部門」という。)を設置し、グループの或いはグループ内会社の法令等遵守態勢を適切に監視することとしているか。</p> <p>II-3-2(1)グループ内取引の適切性                      ①グループ内の一部の会社の経営改善を目的として、グループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引が行われていないか。                      ②法令等に違反する、又は法令等の趣旨に鑑み不適切と判断されるような取引がグループ内会社間等で行われていないか。                      ③経営管理会社がグループ内の金融機関から受け取る配当、収入等については、当該金融機関の業務の健全かつ適切な運営を損なうようなものとなっていないか。</p> <p>II-3-2(2)経営管理会社のグループ内取引管理態勢                      ①経営管理会社の取締役は、グループ内取引はグループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性があることを認識した上で、そのリスクを特定し、適切に測定、監視、管理するための態勢を整備しているか。また、定量化し得ないリスクや異なる業態の金融機関等が経営統合等を行った場合のグループ内取引の潜在的な規模、量、複雑性の増大にも十分留意しているか。                      ②経営管理会社の取締役は、グループ内取引において、利益相反の可能性を十分に理解しているか。また、不健全なグループ内取引が行われる可能性があることを十分に理解し、グループ内取引に係る基本方針を明確に策定し、役職員及びグループ内会社に周知しているか。                      ③グループ内の金融機関の業務の適切性及び財務の健全性の確保に重大な影響を及ぼす可能性があるグループ内取引をグループ内会社等が行おうとする場合には、事前に経営管理会社の取締役会に協議するなどの規定を整備しているか。</p>
			2100-1-5	<p>II-3-2(2)経営管理会社のグループ内取引管理態勢                      ①経営管理会社の取締役は、グループ内取引はグループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性があることを認識した上で、そのリスクを特定し、適切に測定、監視、管理するための態勢を整備しているか。また、定量化し得ないリスクや異なる業態の金融機関等が経営統合等を行った場合のグループ内取引の潜在的な規模、量、複雑性の増大にも十分留意しているか。                      ②経営管理会社の取締役は、グループ内取引において、利益相反の可能性を十分に理解しているか。また、不健全なグループ内取引が行われる可能性があることを十分に理解し、グループ内取引に係る基本方針を明確に策定し、役職員及びグループ内会社に周知しているか。                      ③グループ内の金融機関の業務の適切性及び財務の健全性の確保に重大な影響を及ぼす可能性があるグループ内取引をグループ内会社等が行おうとする場合には、事前に経営管理会社の取締役会に協議するなどの規定を整備しているか。</p> <p>II-3-3 事務リスク管理態勢                      ①経営管理会社の取締役会は、組織の複雑化(指揮命令系統の不透明化や複雑な内部取引の発生等)に伴う事務リスクの増大について適切に認識し、所要の権限委譲や責任分掌態勢の明確化とともに、最終管理責任の明確化など、適切な方策を講じているか。                      ②経営管理会社の取締役は、定期的にグループ内会社の事務リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理態勢の整備等に活用しているか。                      ③経営管理会社においては、経営管理会社自身、又はグループ内会社において不祥事件の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門長に分析結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているかを検証する態勢は整備されているか。                      ④経営管理会社が、自身の顧客又はグループ内会社の顧客から受けた苦情等については、明確な処理手続きを定め、これに従い内部監査部門等及び当該グループ内会社に報告するとともに、苦情等の内容について記録・保存しているか。</p>
			2100-1-7	<p>II-3-2(1)グループ内取引の適切性                      ①グループ内の一部の会社の経営改善を目的として、グループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引が行われていないか。                      ②法令等に違反する、又は法令等の趣旨に鑑み不適切と判断されるような取引がグループ内会社間等で行われていないか。                      ③経営管理会社がグループ内の金融機関から受け取る配当、収入等については、当該金融機関の業務の健全かつ適切な運営を損なうようなものとなっていないか。</p>

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
			2100-1-8	<p>II-3-2(1)グループ内取引の適切性                      ①グループ内の一部の会社の経営改善を目的として、グループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引が行われていないか。                      ②法令等に違反する、又は法令等の趣旨に鑑み不適切と判断されるような取引がグループ内会社間等で行われていないか。                      ③経営管理会社がグループ内の金融機関から受け取る配当、収入等については、当該金融機関の業務の健全かつ適切な運営を損なうようなものとなっていないか。</p> <p>II-3-2(2)経営管理会社のグループ内取引管理態勢                      ①経営管理会社の取締役は、グループ内取引はグループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性があることを認識した上で、そのリスクを特定し、適切に測定、監視、管理するための態勢を整備しているか。また、定量化し得ないリスクや異なる業態の金融機関等が経営統合等を行った場合のグループ内取引の潜在的な規模、量、複雑性の増大にも十分留意しているか。                      ②経営管理会社の取締役は、グループ内取引において、利益相反の可能性を十分に理解しているか。また、不健全なグループ内取引が行われる可能性があることを十分に理解し、グループ内取引に係る基本方針を明確に策定し、役職員及びグループ内会社に周知しているか。                      ③グループ内の金融機関の業務の適切性及び財務の健全性の確保に重大な影響を及ぼす可能性があるグループ内取引をグループ内会社等が行おうとする場合には、事前に経営管理会社の取締役会に協議するなどの規定を整備しているか。</p> <p>II-3-3 事務リスク管理態勢                      ①経営管理会社の取締役会は、組織の複雑化(指揮命令系統の不透明化や複雑な内部取引の発生等)に伴う事務リスクの増大について適切に認識し、所要の権限委譲や責任分掌態勢の明確化とともに、最終管理責任の明確化など、適切な方策を講じているか。                      ②経営管理会社の取締役は、定期的にグループ内会社の事務リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理態勢の整備等に活用しているか。                      ③経営管理会社においては、経営管理会社自身、又はグループ内会社において不祥事件の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門長に分析結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているかを検証する態勢は整備されているか。                      ④経営管理会社が、自身の顧客又はグループ内会社の顧客から受けた苦情等については、明確な処理手続きを定め、これに従い内部監査部門等及び当該グループ内会社に報告するとともに、苦情等の内容について記録・保存しているか。</p>
			2100-2-1	<p>II-1-(4)グループ内の金融機関の内部管理の兼職態勢                      ③ 内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられていること。</p> <p>II-3-4 システムリスク管理態勢                      ①経営管理会社の取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、グループ全体のリスク管理態勢を整備しているか。                      ②経営管理会社においては、グループのシステムに係る戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。                      ③グループの戦略目標を踏まえた、グループのシステムリスク管理の方針が明確に定められているか。システムリスク管理の方針には、セキュリティポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)及び外部委託先に関する方針が含まれているか。</p> <p>II-3-4-1 システム統合リスク管理態勢                      ①経営管理会社及びシステム統合を行おうとするグループ内の金融機関の取締役(以下「取締役」という。)は、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、顧客サービスに混乱をきたす、場合によっては金融機関としての存続基盤を揺るがす、さらには決済システムに重大な影響を及ぼす等のリスク(システム統合リスク)の存在を十分に認識しているか。                      ②経営管理会社又はシステム統合を行おうとする金融機関においては、システム統合に係る計画・作業を統括管理する役員及び部門(以下「統括役員及び部門」という。)が設置され、システム統合する金融機関間において十分な意思疎通が図られる体制が整備されているか。また、統合に係る業務が外部委託される場合、当該委託先と統括部門との間の意思疎通が十分に図られる体制を整備しているか。                      ③取締役会並びに統括役員及び部門は、統合プロジェクトの進捗状況を的確に把握できる体制を整備しているか。また、統合の各段階において経営資源が適切に配分されているか等、統合の段階ごとの進捗について検証を行い、仮に問題点が把握された場合には、それに対し速やかに適切な方策を講じることとしているか。</p>

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
			2100-2-5	<p>II-3-4 システムリスク管理態勢</p> <p>①経営管理会社の取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があることを十分踏まえ、グループ全体のリスク管理態勢を整備しているか。</p> <p>②経営管理会社においては、グループのシステムに係る戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。</p> <p>③グループの戦略目標を踏まえた、グループのシステムリスク管理の方針が明確に定められているか。システムリスク管理の方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。</p> <p>II-3-4-1 システム統合リスク管理態勢</p> <p>①経営管理会社及びシステム統合を行おうとするグループ内の金融機関の取締役（以下「取締役」という。）は、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、顧客サービスに混乱をきたす、場合によっては金融機関としての存続基盤を揺るがす、さらには決済システムに重大な影響を及ぼす等のリスク（システム統合リスク）の存在を十分に認識しているか。</p> <p>②経営管理会社又はシステム統合を行おうとする金融機関においては、システム統合に係る計画・作業を統括管理する役員及び部門（以下「統括役員及び部門」という。）が設置され、システム統合する金融機関間において十分な意思疎通が図られる体制が整備されているか。また、統合に係る業務が外部委託される場合、当該委託先と統括部門との間の意思疎通が十分に図られる体制を整備しているか。</p> <p>③取締役会並びに統括役員及び部門は、統合プロジェクトの進捗状況を的確に把握できる体制を整備しているか。また、統合の各段階において経営資源が適切に配分されているか等、統合の段階ごとの進捗について検証を行い、仮に問題点が把握された場合には、それに対し速やかに適切な方策を講じることとしているか。</p>
			2100-3-1	<p>II-1-1(1)代表取締役、取締役及び取締役会</p> <p>⑥ 取締役及び取締役会は、グループの業務・財務内容を把握し、グループの抱えるリスクの特性を十分理解した上で、リスクの状況を適切に把握しているか。また、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はグループにおけるリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。</p> <p>⑦ 取締役及び取締役会は、金融コングロマリットを形成することに伴う組織の複雑性の増大や、それに伴う経営管理の困難化について十分理解し、適切な経営管理態勢を整備しているか。</p> <p>II-3-2(1)グループ内取引の適切性</p> <p>①グループ内の一部の会社の経営改善を目的として、グループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引が行われていないか。</p> <p>②法令等に違反する、又は法令等の趣旨に鑑み不適切と判断されるような取引がグループ内会社間等で行われていないか。</p> <p>③経営管理会社がグループ内の金融機関から受け取る配当、収入等については、当該金融機関の業務の健全かつ適切な運営を損なうようなものとなっていないか。</p> <p>II-3-2(2)経営管理会社のグループ内取引管理態勢</p> <p>①経営管理会社の取締役は、グループ内取引はグループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性があることを認識した上で、そのリスクを特定し、適切に測定、監視、管理するための態勢を整備しているか。また、定量化し得ないリスクや異なる業態の金融機関等が経営統合等を行った場合のグループ内取引の潜在的な規模、量、複雑性の増大にも十分留意しているか。</p> <p>②経営管理会社の取締役は、グループ内取引において、利益相反の可能性を十分に理解しているか。また、不健全なグループ内取引が行われる可能性があることを十分に理解し、グループ内取引に係る基本方針を明確に策定し、役職員及びグループ内会社に周知しているか。</p> <p>③グループ内の金融機関の業務の適切性及び財務の健全性の確保に重大な影響を及ぼす可能性があるグループ内取引をグループ内会社等が行おうとする場合には、事前に経営管理会社の取締役会に協議するなどの規定を整備しているか。</p> <p>II-3-3 事務リスク管理態勢</p> <p>①経営管理会社の取締役会は、組織の複雑化（指揮命令系統の不透明化や複雑な内部取引の発生等）に伴う事務リスクの増大について適切に認識し、所要の権限委譲や責任分掌態勢の明確化とともに、最終管理責任の明確化など、適切な方策を講じているか。</p> <p>②経営管理会社の取締役は、定期的にグループ内会社の事務リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理態勢の整備等に活用しているか。</p> <p>③経営管理会社においては、経営管理会社自身、又はグループ内会社において不祥事件の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門長に分析結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているかを検証する態勢は整備されているか。</p> <p>④経営管理会社が、自身の顧客又はグループ内会社の顧客から受けた苦情等については、明確な処理手続きを定め、これに従い内部監査部門等及び当該グループ内会社に報告するとともに、苦情等の内容について記録・保存しているか。</p>
			2100-3-3	N/A
			2100-4-4	N/A
			2100-5-1	<p>II-3-1 (1)経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備</p> <p>①経営管理会社の取締役は、法令等遵守をグループ経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して経営管理会社及びグループ内会社の法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。</p> <p>II-3-1 (3)不祥事件への対応</p> <p>②法令等遵守に係るグループの基本方針及び遵守基準が経営管理会社の取締役会において策定され、グループ内会社に周知徹底されているか。また、その内容は単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示すものとなっているか。</p> <p>③当該事件が金融コングロマリットの経営に重大な影響を与えるような場合には、当該不祥事件について、速やかに経営管理会社の取締役会、内部監査部門等へ報告する体制となっているか。</p>

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
			2100-5-2	<p>II-1-(1)代表取締役、取締役及び取締役会 ⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、経営管理会社及びグループ全体の内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。</p> <p>II-3-1 (1)経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備 ① 経営管理会社の取締役は、法令等遵守をグループ経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して経営管理会社及びグループ内会社の法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。 ② 法令等遵守に係るグループの基本方針及び遵守基準が経営管理会社の取締役会において策定され、グループ内会社に周知徹底されているか。また、その内容は単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示すものとなっているか。</p> <p>II-3-1 (3)不祥事件への対応 ③ 当該事件が金融コングロマリットの経営に重大な影響を与えるような場合には、当該不祥事件について、速やかに経営管理会社の取締役会、内部監査部門等へ報告する体制となっているか。</p>
			2100-5-3	<p>II-3-1 (1)経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備 ① 経営管理会社の取締役は、法令等遵守をグループ経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して経営管理会社及びグループ内会社の法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。</p> <p>II-3-1 (3)不祥事件への対応 ③ 当該事件が金融コングロマリットの経営に重大な影響を与えるような場合には、当該不祥事件について、速やかに経営管理会社の取締役会、内部監査部門等へ報告する体制となっているか。</p>
			2100-5-4	<p>II-3-1 (1)経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備 ① 経営管理会社の取締役は、法令等遵守をグループ経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して経営管理会社及びグループ内会社の法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。</p>
			2100-5-5	<p>II-3-1 (1)経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備 ① 経営管理会社の取締役は、法令等遵守をグループ経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して経営管理会社及びグループ内会社の法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。 ② 法令等遵守に係るグループの基本方針及び遵守基準が経営管理会社の取締役会において策定され、グループ内会社に周知徹底されているか。また、その内容は単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示すものとなっているか。</p>
			2100-5-6	<p>II-1-(1)代表取締役、取締役及び取締役会 ⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、経営管理会社及びグループ全体の内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。</p> <p>II-3-1 (1)経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備 ① 経営管理会社の取締役は、法令等遵守をグループ経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して経営管理会社及びグループ内会社の法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。 ② 法令等遵守に係るグループの基本方針及び遵守基準が経営管理会社の取締役会において策定され、グループ内会社に周知徹底されているか。また、その内容は単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示すものとなっているか。</p> <p>II-3-1 (3)不祥事件への対応 ① 当該事件への経営管理会社の関与はないか、組織的な関与はないか。</p>
			2100-5-7	<p>II-1-(1)代表取締役、取締役及び取締役会 ⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、経営管理会社及びグループ全体の内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。</p> <p>II-3-1 (1)経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備 ① 経営管理会社の取締役は、法令等遵守をグループ経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して経営管理会社及びグループ内会社の法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。</p>

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
			2100-6-10 2100-11-1 2100-9-2 2100-11-1	<p>II-3-4 システムリスク管理態勢</p> <p>①経営管理会社の取締役会は、コンピュータシステムのネットワーク化の進展等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、グループ全体のリスク管理態勢を整備しているか。</p> <p>②経営管理会社においては、グループのシステムに係る戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。</p> <p>③グループの戦略目標を踏まえた、グループのシステムリスク管理の方針が明確に定められているか。システムリスク管理の方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。</p> <p>II-3-4-1 システム統合リスク管理態勢</p> <p>①経営管理会社及びシステム統合を行おうとするグループ内の金融機関の取締役（以下「取締役」という。）は、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、顧客サービスに混乱をきたす、場合によっては金融機関としての存続基盤を揺るがす、さらには決済システムに重大な影響を及ぼす等のリスク（システム統合リスク）の存在を十分に認識しているか。</p> <p>②経営管理会社又はシステム統合を行おうとする金融機関においては、システム統合に係る計画・作業を統括管理する役員及び部門（以下「統括役員及び部門」という。）が設置され、システム統合する金融機関間において十分な意思疎通が図られる体制が整備されているか。また、統合に係る業務が外部委託される場合、当該委託先と統括部門との間の意思疎通が十分に図られる体制を整備しているか。</p> <p>③取締役会並びに統括役員及び部門は、統合プロジェクトの進捗状況を的確に把握できる体制を整備しているか。また、統合の各段階において経営資源が適切に配分されているか等、統合の段階ごとの進捗について検証を行い、仮に問題点が把握された場合には、それに対し速やかに適切な方策を講じることとしているか。</p>
			2100-12-1	N/A
			2100-7-1 2100-8-8 2100-9-2 2100-9-3 2100-10-1 2100-13-3 2100-13-5 2100-13-6 2100-14-2	N/A
2110 ガバナンス		内部監査部門は、次に掲げる目標を達成するためのガバナンス・プロセスを評価し、その改善のための適切な提言をしなければならない。ガバナンス・プロセスの目標は次のとおり。 ・組織体において、適切な倫理観と価値観を高める。 ・組織体の業務遂行に有効なマネジメントとアカウンタビリティを確保する。 ・リスクとコントロールに関する情報を、組織体の適切な部署に伝達する。 ・取締役会、外部監査人、内部監査人および経営管理者間の諸活動をコーディネートし、それらの間の情報を伝達する。	-	<p>II-1-(1) 代表取締役、取締役及び取締役会</p> <p>⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、経営管理会社及びグループ全体の内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。</p> <p>II-3-1 (1) 経営管理会社によるコンプライアンス態勢の整備</p> <p>①経営管理会社の取締役は、法令等遵守をグループ経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して経営管理会社及びグループ内会社の法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。</p> <p>②法令等遵守に係るグループの基本方針及び遵守基準が経営管理会社の取締役会において策定され、グループ内会社に周知徹底されているか。また、その内容は単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示すものとなっているか。</p> <p>③経営管理会社に、グループのコンプライアンスに関する事項を統括して管理する部門（以下「コンプライアンス統括部門」という。）を設置し、グループの或いはグループ内会社の法令等遵守態勢を適切に監視することとしているか。</p> <p>II-3-1 (3) 不祥事件への対応</p> <p>③当該事件が金融コングロマリットの経営に重大な影響を与えるような場合には、当該不祥事件について、速やかに経営管理会社の取締役会、内部監査部門等へ報告する体制となっているか。</p>
	2110.A1	内部監査部門は、組織体の倫理関連の目標、プログラムおよび活動の、設計、実施および有効性を評価しなければならない。	-	N/A
	2110.A2	内部監査部門は、組織体の情報技術(IT)ガバナンスが、組織体の戦略や目標形成の基礎となり、支えているかどうかを評価しなければならない。	-	N/A

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
2120 リスク・マネジメント		<p>内部監査部門は、リスク・マネジメント・プロセスの有効性を評価し、リスク・マネジメント・プロセスの改善に貢献しなければならない。</p> <p>(解釈指針)リスク・マネジメント・プロセスが有効であるか否かの決定は、内部監査人の以下の項目の評価に基づく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体の目標がその使命(ミッション)を支援しかつ使命に適合している。</li> <li>・重要なリスクが認識され評価されている。</li> <li>・組織体のリスク選好に沿って、諸リスクに見合う適切な対応が選択されている。</li> <li>・スタッフ、経営管理者および取締役会が責任を遂行することができるよう、関連するリスクの情報が適時に組織全体として捕捉され伝達されている。</li> <li>・リスク・マネジメント・プロセスは、継続的な管理活動や、独立的評価または両方を通じてモニタリングされる。</li> </ul>	<p>2120-1-1</p> <p>2120-1-8</p>	<p>II-2-(2)リスク管理態勢</p> <p>①経営管理会社の取締役会の承認によって、グループの戦略目標を踏まえ、想定される全ての主要なリスクを盛り込んだグループのリスク管理の方針を明確に定めているか。また、当該方針は定期的(少なくとも年1回)あるいは戦略目標の変更等必要に応じ随時見直されているか。</p> <p>II-1-(1)代表取締役、取締役及び取締役会</p> <p>⑥取締役及び取締役会は、グループの業務・財務内容を把握し、グループの抱えるリスクの特性を十分理解した上で、リスクの状況を適切に把握しているか。また、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はグループにおけるリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。</p> <p>⑦取締役及び取締役会は、金融コングロマリットを形成することに伴う組織の複雑性の増大や、それに伴う経営管理の困難化について十分理解し、適切な経営管理態勢を整備しているか。</p> <p>II-1-(3)内部監査部門</p> <p>③内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>II-2-(2)リスク管理態勢</p> <p>⑤経営管理会社の取締役は、リスク状況の報告に基づき、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備に活用しているか。</p> <p>⑥リスクモニタリングシステムの適切性を検証できる態勢となっているか。経営管理会社によるグループ全体のリスクの計測、監視、管理に資するよう、グループ内の金融機関のモニタリングシステムが統一されたものとなっているか。</p> <p>II-2-2-1(1)リスクの伝播に対する管理態勢</p> <p>経営管理会社及びグループ内会社は、それぞれ法人として独立した存在であるが、経営管理会社又はグループ内会社で顕在化したリスクが、資本関係や外部の評判(レピュテーション)又はグループ内取引等を通じて、グループ内の他の会社に波及し、グループ内の金融機関又はグループ全体に損害が生じる可能性がある。経営管理会社においては、グループ内のリスク波及がグループ内の金融機関の健全性等に与える影響について十分理解され、その上で、これに的確に対応するための態勢が整備されているか。</p> <p>II-2-2-1(2)リスクの偏在に対する管理態勢</p> <p>経営管理会社の取締役は、グループの特定の企業又は領域にリスクが偏在することにより、グループ内の金融機関、或いはグループ全体の健全性の確保等に重大な影響を与えることを認識し、このようなリスクの偏在を特定した上で、これを的確に監視、管理するための態勢を整備しているか。</p> <p>II-2-(3)リスクの集中に対する管理態勢</p> <p>①経営管理会社は、グループにおけるリスクの集中を特定し、それを適切に測定、監視、管理するための態勢を整備しているか。具体的には、グループに集中するようリスクを適切に特定するプロセス、包括的なリスク計測システム、大口のエクスポージャーとその他のリスクの集中を管理するための限度枠の設定、ストレステストやシナリオ分析、及び相関分析等のプロセスを通じ、市場価値の変動、信用度の低下、自然災害といった不利な事象が、グループ内の金融機関又はグループ全体に対して及ぼす影響を適切に評価しているか。</p> <p>②経営管理会社の取締役は、リスクの集中による懸念は、優れたリスク管理と内部管理方針によって軽減でき、また、十分な自己資本の確保によって補完され得ることに十分留意しているか。</p> <p>II-2-(4)その他のリスクに対する管理態勢</p> <p>①グループ内の金融機関が、他のグループ内会社等と共同で金融商品を開発する場合や、他のグループ内会社等の組成した金融商品の販売を行う場合などに想定されるリスクについて、経営管理会社の取締役及びそれに関わるグループ内会社の取締役が十分な認識を持ち、適切な対応を講じているか。また、顧客保護の観点から適切な説明態勢が整備されているか。</p> <p>②経営管理会社は、グループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性があるグループ内取引が行われないう、必要かつ適切な措置を講じているか。</p> <p>③グループ内に事業会社が含まれる場合(経営管理会社が事業会社である場合を含む)においては、経営管理会社は、事業会社が含まれることにより生じる各種リスクを適切に管理する態勢を構築しているか。</p>
2130 コントロール		<p>内部監査部門は、コントロール手段の有効性と効率性を評価し、継続的な改善を進めることにより、組織体が有効なコントロール手段を維持することに役立なければならない。</p>	-	N/A



内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
2130.A1	<p>内部監査部門は以下に関連し、組織体のガバナンス、業務および情報システムにおけるリスクに対応するように、コントロール手段の妥当性と有効性について評価しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務および業務に関する情報の信頼性とインテグリティ</li> <li>・業務の有効性と効率性</li> <li>・資産の保護</li> <li>・法律、規則および契約へのコンプライアンス</li> </ul>	-	<p>II-1-(1)代表取締役、取締役及び取締役会                      ⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、経営管理会社及びグループ全体の内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。                      II-2-(2)リスク管理態勢                      ① 経営管理会社の取締役会の承認によって、グループの戦略目標を踏まえ、想定される全ての主要なリスクを盛り込んだグループのリスク管理の方針を明確に定めているか。また、当該方針は定期的(少なくとも年1回)あるいは戦略目標の変更等必要に応じ随時見直されているか。                      ② 経営管理会社のリスク管理の方針は役職員及びグループ内会社に周知され、グループ内の金融機関によって当該方針と整合的なリスク管理の方針が策定されているか                      ③ 経営管理会社に、グループの規模、特性及びグループ内会社の業務内容等に応じ、グループに内在する各種リスクを管理するリスク管理部門が整備されているか。                      ④ リスク管理部門は適時適切にグループが抱える各種リスクを把握し、経営管理会社の取締役に定期的に報告しているか。                      II-3-2(1)グループ内取引の適切性                      ① グループ内の一部の会社の経営改善を目的として、グループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引が行われていないか。                      ② 法令等に違反する、又は法令等の趣旨に鑑み不適切と判断されるような取引がグループ内会社間等で行われていないか。                      ③ 経営管理会社がグループ内の金融機関から受け取る配当、収入等については、当該金融機関の業務の健全かつ適切な運営を損なうようなものとなっていないか。                      II-3-2(2)経営管理会社のグループ内取引管理態勢                      ① 経営管理会社の取締役は、グループ内取引はグループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性があることを認識した上で、そのリスクを特定し、適切に測定、監視、管理するための態勢を整備しているか。また、定量化し得ないリスクや異なる業態の金融機関等が経営統合等を行った場合のグループ内取引の潜在的な規模、量、複雑性の増大にも十分留意しているか。② 経営管理会社の取締役は、グループ内取引において、利益相反の可能性を十分に理解しているか。また、不健全なグループ内取引が行われる可能性があることを十分に理解し、グループ内取引に係る基本方針を明確に策定し、役職員及びグループ内会社に周知しているか。                      ③ グループ内の金融機関の業務の適切性及び財務の健全性の確保に重大な影響を及ぼす可能性があるグループ内取引をグループ内会社等が行おうとする場合には、事前に経営管理会社の取締役に協議するなどの規定を整備しているか。                      II-3-2(1)グループ内取引の適切性                      ① グループ内の一部の会社の経営改善を目的として、グループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引が行われていないか。                      ② 法令等に違反する、又は法令等の趣旨に鑑み不適切と判断されるような取引がグループ内会社間等で行われていないか。                      ③ 経営管理会社がグループ内の金融機関から受け取る配当、収入等については、当該金融機関の業務の健全かつ適切な運営を損なうようなものとなっていないか。</p>
2130.A2 2130.A3	<p>内部監査人は業務およびプログラムのゴールや目標がどの程度設定され、それらがどの程度、組織体全体のゴールや目標と適合しているかを確かめるべきである。</p> <p>内部監査人は、業務およびプログラムが意図したように実施され遂行されているかどうかを確かめるため、設定されたゴールや目標が達成されている程度について、業務およびプログラムをレビューすべきである。</p>	-	<p>II-2-(3)リスクの集中に対する管理態勢                      ① 経営管理会社は、グループにおけるリスクの集中を特定し、それを適切に測定、監視、管理するための態勢を整備しているか。具体的には、グループに集中するようなリスクを適切に特定するプロセス、包括的なリスク計測システム、大口のエクスポージャーとその他のリスクの集中を管理するための限度枠の設定、ストレステストやシナリオ分析、及び相関分析等のプロセスを通じ、市場価値の変動、信用度の低下、自然災害といった不利な事象が、グループ内の金融機関又はグループ全体に対して及ぼす影響を適切に評価しているか。                      ③ 経営管理会社の取締役は、定量化し得ないリスクや異なる業態の金融機関等が経営統合等を行った場合の新たなリスクの集中にも十分留意しているか。</p>
2130.A1-1 2130.A1-2			N/A

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
2200 内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の計画  2201 計画の考慮事項		<p>内部監査人は内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務について、個々の業務の目標、範囲、実施時期と資源の配分を含む計画を立案し文書化しなければならない。</p> <p>内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の計画立案にあたり、内部監査人は以下の諸点を考慮しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レビューの対象となる活動の目標および当該活動の実施をコントロールする手段</li> <li>・レビューの対象となる活動、その目標、経営資源および業務に対する重要なリスク、およびリスクの潜在的な影響を受容可能な水準に維持するための手段</li> <li>・関連するコントロールのフレームワークまたはモデルと比べた場合の、レビューの対象となる活動のリスク・マネジメント・プロセスおよびコントロール・プロセスの妥当性と有効性</li> <li>・レビューの対象となる活動のリスク・マネジメント・プロセスおよびコントロール・プロセスについての大きな改善の機会</li> </ul>	2200-1-1 2200-1-2 2200-1-3 2200-1-4	N/A
2210 内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の目標	2210.A1 2210.A2 2210.A3	<p>内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務について、目標が設定されなければならない。</p> <p>内部監査人はレビュー対象となる活動に関し、事前にリスク評価を実施しなければならない。個々のアシュアランス業務の目標は、この評価の結果を反映するものでなければならない。</p> <p>内部監査人は、個々のアシュアランス業務の目標を設定するにあたり、重要な誤謬、不正、コンプライアンス違反、その他のエクスポージャー(リスクに曝されている度合い)の可能性を考慮しなければならない。</p> <p>コントロール手段を評価するためには妥当な規準が必要となる。目標やゴールが達成されたかどうかを確かめるため、経営管理者がどの程度に妥当な規準を設定したかを、内部監査人は確認しなければならない。妥当とされるときには内部監査人は当該規準を使用すべきである。妥当でないときには内部監査人は経営管理者が適切な規準を設定するように支援しなければならない。</p>	2210-1-1  2210.A1-1-1 2210.A1-1-2 2210.A1-1-3 2210.A1-1-4 2210.A1-1-5 2210.A1-1-6	N/A  N/A
2220 内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の範囲(scope)		<p>設定された内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の範囲は、個々の業務の目標を満たすのに十分でなければならない。</p>	-	N/A
	2220.A1  2220.A2	<p>個々のアシュアランス業務の範囲は、第三者の管理下にあるものを含め、関連するシステム、記録、人および物的財産を考慮に入れなければならない。</p> <p>個々のアシュアランス業務の遂行過程で、重要なコンサルティングを実施する必要がある場合には、コンサルティングの基準に従って、目標、範囲、それぞれの関係者の責任、その他の期待事項に関する特別の合意を書面で明らかにすべきである。そして個々のコンサルティング業務の結果は、コンサルティングの基準に従って伝達されるべきである。</p>	-	N/A

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
	2220.C1	個々のコンサルティング業務の実施にあたって、内部監査人は合意された目標に取り組むために個々の業務の範囲が十分であることを確実にしなければならない。もし内部監査人が個々の業務を実施中に範囲が不十分であるという懸念を持った場合には、個々の業務を続行すべきかどうか依頼部門と討議しなければならない。	-	N/A
2230 内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務への資源配分		内部監査人は、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の性質や複雑さの評価、時間の制約および利用可能な資源に基づき、個々の業務の目標を達成するための適切かつ十分な資源を決定しなければならない。	2230-1-1	N/A
2240 内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の作業プログラム		内部監査人は、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の目標を達成するための作業プログラムを作成し、文書化しなければならない。	2240-1-1	N/A
(Engagement Work Program)	2240.A1	作業プログラムは、個々のアシュアランス業務の実施過程に関する情報を、識別・分析・評価および文書化するための手続を含まなければならない。作業プログラムはその実施に先立って承認されなければならない。いかなる修正もすみやかな承認を経て実施されなければならない。	2240.A1-1-1	N/A
2300 内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の実施		内部監査人は、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の目標を達成するため、十分な情報を識別・分析・評価し、また文書化しなければならない。	2300-1-4 2300-1-6	N/A
2310 情報の識別		内部監査人は、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の目標を達成するため、十分かつ、信頼でき、関連し、かつ有用な情報を識別しなければならない。  (解釈指針)十分な情報とは、思慮深い知識のある者であれば、内部監査人として同じ結論に達するような、事実に基づいた妥当で納得のいくものである。信頼できる情報とは、適切な内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務に関する技法の使用により入手可能な最善の情報である。関連する情報とは、個々の業務の発見事項や改善のための提言の基礎となるものであり、個々の業務の目標と合致するものである。有用な情報とは、組織体とそのゴールに到達するのを助けるものである。	2310-1-2	N/A
2320 分析および評価		内部監査人は、適切な分析と評価に基づいて、結論および内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の結果を得るようしなければならない。	2320-1-4 2320-1-5	II-3-2(1)グループ内取引の適切性 ①グループ内の一部の会社の経営改善を目的として、グループ内の金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引が行われていないか。 ②法令等に違反する、又は法令等の趣旨に鑑み不適切と判断されるような取引がグループ内会社間等で行われていないか。 ③経営管理会社がグループ内の金融機関から受け取る配当、収入等については、当該金融機関の業務の健全かつ適切な運営を損なうようなものになっていないか。
2330 情報の文書化		内部監査人は、結論および内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の結果を裏付ける、関連する情報を文書化しなければならない。	2330-1-1 2330-1-2 2330-1-3 2330-1-6	N/A

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
	2330.A1 内部監査部門長は、個々のアシュアランス業務に関する記録へのアクセスを管理しなければならない。内部監査部門長は、外部に対する当該記録の公表以前に、その状況に応じて、最高経営者および法律顧問もしくはそのいずれかの承認を得なければならない。	2330.A1-1-1 2330.A1-1-2 2330.A1-1-3 2330.A1-2-5 2330.A1-2-11	N/A
	2330.A2 内部監査部門長は、記録が保管される媒体に関係なく、個々のアシュアランス業務の記録の保管要件をあらかじめ設定しなければならない。これらの保管要件は、組織体のガイドライン、関連規制やその他の要件と整合したものでなければならない。	2330.A2-1-1	N/A
2340 内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の監督	業務目標を達成し、品質を確保し、要員の能力向上を確保することを確実にするために、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務は適切に監督されなければならない。  (解釈指針)必要とされる監督の範囲は、内部監査人の熟達度と経験、および内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の複雑性に依存する。個々の業務を内部監査部門が実施する場合も、または外部のサービス・プロバイダに委託する場合も、個々の業務の監督の全責任は内部監査部門長にある。ただし内部監査部門長は、適切な経験を有する内部監査部門のメンバーにレビューさせることができる。監督の適切な証拠は、文書化され保管される必要がある。	2340-1-1 2340-1-3  2340-1-5	N/A  N/A
2400 結果の伝達	内部監査人は、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の結果を伝達しなければならない。	2400-1-1  2400-1-2	II-1-(3)内部監査部門 ⑤ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制となっているか。  N/A
2410 伝達の規準	伝達には、適切な結論、改善のための提言および改善措置の計画とともに、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の目標とその範囲を含めなければならない。  2410.A1 個々のアシュアランス業務の結果の最終的伝達には、適切と認められる場合、内部監査人の全般的な意見および全般的な結論、もしくはそのいずれかを含めなければならない。	2410-1-1 2410-1-5 2410-1-8 2410-1-9 2410-1-12 2410-1-13 2410-1-14 2410-1-15  2410-1-7	II-1-(3)内部監査部門 ⑤ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制となっているか。  N/A
2420 伝達の品質	伝達は、正確、客観的、明瞭、簡潔、建設的、完全かつ適時なものではない。  (解釈指針)正確な伝達とは、誤りや曲解がなく、基礎となる事実に忠実である。客観的な伝達とは、公正で偏らずそして先入観のないものであり、すべての関連する事実と状況の公正でバランスのとれた評価の結果である。明確な伝達とは、容易に理解でき、そして論理的で、不必要な専門用語を排除し、すべての重要かつ関連する情報を提供するものである。簡潔な伝達とは、要領を得たもので、凝りすぎ、余計な詳細、冗長さ、くどい言い回しを排除したものである。建設的な伝達とは、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の対象部門や、組織体に役立つもので、必要な場合は改善を導くものである。完全な伝達とは、対象の読者に対し、基本的な要素を欠くことなく、改善のための提言と結論を裏付けるすべての重要かつ関連する情報と発見事項を含むものである。適時の伝達とは、時宜を得て目的にかなうものである。経営管理者が、課題の重要性に基づき、適切な改善措置をとることができるようにするものである。	2420-1-1	II-1-(3)内部監査部門 ⑤ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制となっているか。

内部監査の専門職的実施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
2421 誤謬および脱漏		最終報告のなかに重要な誤謬または脱漏があると気付いた場合、内部監査部門長は、訂正した情報を誤謬等のある情報の伝達を受けたすべての関係者に伝達しなければならない。	-	N/A
2430 「内部監査の専門職的実施の国際基準」に適合して実施された旨の使用		内部監査人は、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務について「『内部監査の専門職的実施の国際基準』に適合して実施された」と報告することができる。ただし内部監査人が上記の表現を使うことができるのは、この表現が妥当であると品質のアシュアランスと改善のプログラムの結果によって満足される場合のみである。	-	N/A
2431 「基準」等に適合しない場合の内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の開示		内部監査の定義、倫理綱要または基準に対する不適合が、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の特定の個々の業務に影響する場合、結果の伝達において以下のことを明示しなければならない。 ・完全には適合できなかった倫理綱要の原則または倫理行為規範または基準の項目 ・適合できなかった理由 ・個々の業務そのものおよび伝達された個々の業務の結果への不適合の影響		
2440 内部監査の結果の周知	2440.A1	内部監査部門長は、内部監査の結果を適切な関係者に伝達しなければならない。  (解釈指針)内部監査部門長またはその命を受けたものは、内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の最終の伝達にあたって、事前にレビューし承認する。そしてだれにどのようにして周知するかを決定する。  内部監査部門長は、個々のアシュアランス業務の結果について、相応の考慮を払うことができる関係者に対して最終結果を伝達する責任がある。	2440-1-1 2440-1-2 2440-1-4 2440-1-5	II-1-(3)内部監査部門 ⑤ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制となっているか。
	2440.A2	法令や規制により強制されている場合を除き、個々のアシュアランス業務の結果を組織体の外部の者に開示する前に、内部監査部門長は以下のことを行わねばならない。すなわち、 ・組織体への潜在的なリスクを評価する ・状況に応じて最高経営者および法律顧問もしくはそれらのいずれかに相談する ・結果の利用範囲の制約により、伝達が流布されることを制限する	2440-2-1 2440-2-4 2440-3-3 2440-3-7 2440-3-11	N/A
	-		2440-3-2	N/A
2500 進捗状況のモニタリング		内部監査部門長は、経営管理者へ伝達された内部監査(アシュアランスおよびコンサルティング)の個々の業務の結果について、その対応状況をモニタリングする仕組みを確立し、維持しなければならない。	2500-1-1 2500-1-2	II-1-(3)内部監査部門 ⑤ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制となっているか。
	2500.A1	内部監査部門長は、経営管理者による改善措置が有効に実施されていること、あるいは改善措置をとらないことによるリスクを最高経営者が許容していることをモニタリングし、確実にするためのフォローアップ・プロセスを構築しなければならない。	2500.A1-1-1 2500.A1-1-2 2500.A1-1-3 2500.A1-1-5 2500.A1-1-6	II-1-(3)内部監査部門 ⑤ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制となっているか。

内部監査の専門職的实施の国際基準(2009年1月版)と「金融コングロマリット監督指針」の関係解釈指針Ver. 4.8

基準	実施準則	基準・実施準則	実践要綱	金融コングロマリット監督指針 平成21年6月版
2600 最高経営者の リスク許容に ついての問題 解決		内部監査部門長は、組織体にとって許容できないのではないかとされる水準の残余リスクを最高経営者が許容していると認められる場合、内部監査部門長は、その問題を最高経営者と討議しなければならない。残余リスクにかかわる意思決定の内容が解決されていないときは、内部監査部門長は、問題の解決に向けて取締役会にその事項を報告しなければならない。	2600-1-1	II-1-(1) 代表取締役、取締役及び取締役会 ② 経営管理会社の代表取締役(以下「代表取締役」という。)は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築(内部監査部門の独立性の確保を含む)し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。